

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	有限会社姫路西川工業
主たる営業所の所在地	兵庫県姫路市
許可番号	兵庫県知事（般－１）第４５９９７８号
許可を受けている建設業の種類	土木工事業、管工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和２年２月２５日
根拠法令	建設業法第２９条第１項第２号（同法第８条第８号該当）
処分の内容	<p>建設業法第２９条第１項第２号に基づく建設業許可の取消し</p>
処分の原因となった事実	<p>有限会社姫路西川工業の代表取締役は、平成３０年３月１５日、姫路簡易裁判所において、暴行により罰金の刑に処せられ、平成３０年４月３日にその刑が確定している。このことは、建設業法第２９条第１項第２号に該当する。</p>